

# ○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科 研究部長に関する規程

〔平成27年1月22日〕  
規則第32号  
改正 平成29. 3.16 28規則58

(設置)

- 第1条** 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の5の規定に基づき、人文社会科学研究科研究部に研究部長を置く。
- 2 前項の研究部長は、人文社会科学研究科長をもって充てる。

(職務)

- 第2条** 研究部長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、研究部の運営に係る事項を処理する。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則（平成29. 3.16 28規則58）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。